

# 宮津市公報

平成29年7月3日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目 次

———— 条 例 ————	
21 過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
22 半島振興法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
23 宮津市市税条例の一部を改正する条例	1
24 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	7
———— 規 則 ————	
15 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	8
———— 告 示 ————	
108 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の地方公共団体情報システム機構への委任	8
109 宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱	9
110 宮津市公の施設に係る指定管理者の代表者の変更	9
111 平成29年度における国土調査（地籍調査）の実施	9
112 宮津市指定管理者選定委員会設置要綱	9
———— 公 告 ————	
28 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募	10
29 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募	11
30 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項	12
31 宮津市育児休業代替任期付職員採用試験実施要項	16
32 公示送達	17
———— 水 道 企 業 ————	
《告 示》	
4 宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止届	18
———— 教 育 委 員 会 ————	
《告 示》	
9 宮津市教育委員会定例会の招集	18
《訓 令》	
2 宮津市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領	18
———— 農 業 委 員 会 ————	
《告 示》	
9 宮津市農業委員会総会の招集	21
———— 正 誤 ————	
平成29年5月1日付け宮津市公報第843号中	21

条 例

過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第21号

過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例（昭和22年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1 日以後に設備が新設され、又は増設される場合について適用し、同日前に設備が新設され、又は増設された場合については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

半島振興法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第22号

半島振興法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

半島振興法における固定資産税の特例に関する条例（昭和63年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成29年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

————— \* \* \* —————

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第23号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第25条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第34条第 4 項中「第37条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第37条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第37条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条第6項中「第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第35条の8第1項中「第34条第4項の申告書」を「第34条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第51条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第53条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共有部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分」を「按分」に改め、同項第5号中「あん分」を「按分」に改め、同条第2項中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1

日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分」を「按分」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第2条の4第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第5条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第6条の2を次のように改める。

(読替規定)

第6条の2 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第6条の3第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第44項」に、「4分の3」を「2分の1」に改める。

附則第6条の4第8項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第6項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等  
(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第12条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第85条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第88条及び第89条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第18条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とあるのは、「附則第12条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とする。

附則第12条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第34条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第34条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第34条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第13条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第15条の4第4項中「第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された第37条の3第1項に規定する確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ）」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第15条の4の2第4項中「第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ）」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第15条の4の2第6項中「第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

第2条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第12条第5項、第6項及び第7項中「第84条」を「第82条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第25条第2項の改正規定及び附則第2条の4の改正規定並びに次条第2項の規定  
平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
  - 3 新条例第51条第3項及び第5項並びに第53条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第61条第8項及び附則第6条の4(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
  - 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
  - 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。  
(軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税に適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを宮津市市税条例第85条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(宮津市市税条例第88条及び第89条の規定を除く。)を適用する。
  - 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
  - 4 次条の規定による改正後の宮津市市税条例附則第12条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。  
(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 第5条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改める。
- 附則第6条の表新条例附則第12条の表第84条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第84条第2

号ア」を「第 2 号ア」に改める。

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中宮津市市税条例附則第12条第 2 項から第 4 項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第12条の 2 を削る。

\* \* \*

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第24号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第 14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項の表備考 3 第 3 号の表中「3,750円」を「3,000円」に改め、別表第 1 の 1 の項の表備考 5 中「又は第 3 階層のいずれかの階層」及び「2 人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、」を削り、「3 人目」を「2 人目」に改め、同表中備考 6 を備考 7 とし、備考 5 の次に次のように加える。

6 子どもの属する世帯がこの表による第 3 階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考 4 の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3 人目以降については無料とする。

別表第 1 の 2 の項の表備考 3 第 3 号の表中

「

C	3,350 円	3,200 円	3,200 円
D1	4,700 円	4,700 円	4,700 円
D2	5,800 円	5,800 円	5,800 円
D3	7,200 円	7,200 円	7,200 円
D4-1	8,150 円	8,150 円	8,150 円
D4-2			
D5-1	8,550 円	8,550 円	8,550 円

を

」

「

C	2,200 円	2,000 円	2,000 円
D1	3,000 円	3,000 円	3,000 円
D2	3,200 円	3,200 円	3,200 円
D3	3,700 円	3,700 円	3,700 円
D4-1	4,200 円	4,200 円	4,200 円
D4-2			
D5-1	4,400 円	4,400 円	4,400 円

に

」

改め、別表第 1 の 2 の項の表備考 5 中「から D4-1 階層までのいずれかの階層」及び「2 人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、」を削り、「3 人目」を「2 人目」に改め、同表中備考

6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 子どもの属する世帯がこの表によるC階層からD4-1階層までのいずれかの階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考4の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成29年4月1日以後の利用に係る利用者負担について適用し、同日前の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。

## 規 則

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第15号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条観光定住課観光振興係の項中第9号を第10号とし、第8号を削り、第7号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

（8）市営駐車場に関すること。

第8条観光定住課観光振興係の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）北前船によるまちづくりに関すること。

第12条都市住宅課まち景観係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）駐車場法（昭和32年法律第106号）に関すること。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第108号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年6月13日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

なお、本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任も含む。

平成29年6月12日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

## 宮津市告示第109号

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年6月13日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年告示第104号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「を有する市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

## 宮津市告示第110号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年6月19日

宮津市長 井上正嗣

## 1 公の施設の名称

宮津市農産物等直売所

## 2 指定管理者の名称及び代表者

変更前 宮津まごころ市運営組合 組合長 野村 一雄

変更後 宮津まごころ市運営組合 組合長 三宅 秀信

## 3 変更日

平成29年4月27日

\* \* \*

## 宮津市告示第111号

平成29年度において、下記のとおり国土調査（地籍調査）を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

平成29年6月27日

宮津市長 井上正嗣

記

1 事業計画が定められた年月日 平成29年4月3日

2 調査を実施する者の名称 宮津市

3 調査地域 宮津市字江尻の一部

宮津市字難波野の一部

宮津市字須津の一部

宮津市字由良の一部

4 調査期間 平成29年4月3日から

平成30年3月31日まで

\* \* \*

## 宮津市告示第112号

宮津市指定管理者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年6月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市指定管理者選定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定等を公平かつ適正に行うため、宮津市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 指定管理者制度を活用する施設の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) その他指定管理者制度に係る重要事項に関すること。

## (組織)

第3条 選定委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 選考委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

## (秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、指定管理者制度担当課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 公 告

宮津市公告第28号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成29年6月5日

宮津市長 井上正嗣

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(月額)	戸数	規格
宮村	宮津市字宮村	40,000円	1	3DK

## 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係（本館1階）に備付けの「宮村団地（その他住宅）入居者募集案内書」に添付の「宮村団地入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成29年6月12日（月）から平成29年6月26日（月）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 5 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

## 6 入居時期 平成29年8月1日（予定）

\* \* \*

## 宮津市公告第29号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成29年6月5日

宮津市長 井上正嗣

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	3	3DK
		C棟	42,000円	2	

## 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

## 4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

## 5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成29年6月12日（月）から平成29年6月26日（月）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。

## 7 入居時期 平成29年8月1日（予定）

\* \* \*

宮津市公告第30号

## 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

平成30年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

平成29年6月8日

宮津市長 井上正嗣

## 1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

## (1) 一般試験

試験区分	受験資格
一般事務職	① 平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成30年3月末日までに卒業見込みの方 ② 平成9年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成29年3月に卒業した方
建築技術職	平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は平成30年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（平成30年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）

## (2) 社会人試験

試験区分	受験資格
一般事務職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（平成29年6月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が30時間以上）で就業していた期間が該当します。
建築技術職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、1級又は2級建築士のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（建築関係業務に限る。）が5年以上ある方（平成29年6月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が30時間以上）で就業していた期間が該当します。
保健師	次のいずれにも該当する方 ① 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方 ② 民間企業等で職務経験（保健師業務に限る。）が3年以上ある方（平成29年6月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が30時間以上）で就業していた期間が該当します。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 「保健師」について、免許を取得見込みで受験した方が、平成30年3月末日までに実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

## (3) 採用予定者数（(1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数）

試験区分	採用予定者数
一般事務職	5名程度
建築技術職	1名程度
保健師	2名程度

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	平成29年7月30日(日) 午前8時30分(午前8時20分集合)	第1次試験合格者に文書で通知します。
場 所	宮津市保健センター	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・適性検査・作文
建築技術職	一般教養試験・専門試験(建築)・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験(保健師)

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間2時間(高校卒、保健師は1時間30分)
建築 (大学、短大、高専)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作 文	筆記試験 試験時間50分

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、平成29年6月8日以後に診断されたものに限ります。)

②個別面接

(2) 社会人試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	基礎教養試験・適応性試験・作文
建築技術職	
保健師	

②試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間1時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間20分
作文	作文については、下記の記入要領に基づき、試験日当日に持参し、提出してください。 【作文の記入要領】 課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」 上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。) (1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識 (2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、平成29年6月8日以後に診断されたものに限ります。)

②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

4 合格発表

区分	発表の時期及び方法	
第1次合格発表	8月中旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	9月中旬(予定)	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。なお、この名簿の有効期間は、平成31年3月31日までです。

6 採用予定年月日

平成30年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、平成29年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	<p>《一般試験》</p> <p>①受験申込書(写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き)</p> <p>②最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)又は卒業見込証明書</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>④保健師免許証の写し(※保健師受験者のみ。取得見込の方は受験申込時には不要。)</p>
------	--

	<p>《社会人試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>④1級又は2級建築士のいずれかの資格の写し（※建築技術職受験者のみ。）</p> <p>⑤保健師免許証の写し（※保健師受験者のみ。）</p>
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書き、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

平成29年6月8日(木)から平成29年7月7日(金)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、7月7日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、7月14日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

9 給与等

(平成29年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	178,200円	158,800円	146,100円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

○ 成年被後見人又は被保佐人

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

\* \* \*

宮津市公告第31号

宮津市育児休業代替任期付職員採用試験実施要項

宮津市育児休業代替任期付職員採用試験を次のとおり実施します。

平成29年6月8日

宮津市長 井上正嗣

1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用区分	募集人数	受 験 資 格
保 健 師	育児休業代替任期付	2名程度	保健師免許を有する方

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

《育児休業代替任期付職員とは》

- 任期の定めのない常勤職員が育児休業を取得する際にその職員の代替となる職員です。
- 任用期間は、最長3年で、各職員の育児休業期間に応じ決定することになります。
- 給与・勤務条件は、正規の職員と同様になります。（昇格、育児休業の取得、育児短時間勤務等を除く。）

2 試験の日時及び場所

日 時	平成29年7月下旬 ※各自の面接日時は受験票でお知らせします。
場 所	宮津市役所

3 試験方法及び内容

- 作文試験
- 個別面接

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
最終合格発表	8月上旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

- (1) この試験の合格者は、宮津市育児休業代替任期付職員採用候補者名簿に登載し、その中から採用者を順次決定します。採用は、職員の育児休業の取得状況等により、各々の採用時期に違いがあります。
- (2) 任用期間は、最長3年で、各職員の育児休業期間に応じ決定することになります。  
職員の育児休業期間に変更等があった場合には、任用期間が更新され、又は短縮される場合があります。
- (3) 職員の育児休業の取得状況によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。なお、この名簿の有効期間は、原則3年間です。
- (4) 任用期間中は、育児休業を取得する職員の代替として正規職員と同様の職務に従事します。
- (5) 対象職員の育児休業取得前の産前・産後休暇期間中に代替職員（臨時職員）として勤務していただく場合があります。

6 受験申込みの方法

提出書類	①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ②保健師免許証の写し
------	---

郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

#### 7 受験申込みの受付期間

平成29年6月8日(木)から平成29年7月7日(金)まで

(受付時間) 午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、7月7日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、7月14日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

#### 8 給与等

(平成29年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	178,200円	158,800円	146,100円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

#### 9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
不合格者	総合順位	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階(総務部総務課職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

#### 10 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係(本館3階)

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

#### 【参考】

地方公務員法第16条(抄)

○ 成年被後見人又は被保佐人

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

\* \* \*

宮津市公告第32号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年6月15日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

## 水道企業

### 《告示》

宮津市水道告示第4号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成29年6月22日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S01053号

- (1) 名称 たかおか造園株式会社
- (2) 所在地 宮津市字宮村1241番地の2
- (3) 代表者 代表取締役 高岡 靖

## 教育委員会

### 《告示》

宮津市教育委員会告示第9号

平成29年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月9日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日時 平成29年6月28日（水）午前9時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

### 《訓令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第2号

庁中一般

各教育機関

宮津市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。

平成29年6月28日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

宮津市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、宮津市教育委員会職員（宮津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（非常勤職員を含む。）をいう。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(不当な差別的取扱いの基本的な考え方)

第4条 前条の不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス及び各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等、障害者の権利利益を侵害することをいう。ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置として、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い及び合理的配慮の提供等をするために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

2 前項の場合において、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(正当な理由の判断の視点)

第5条 前条の正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービス及び各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。

2 前項の場合において、正当な理由に相当するか否かについては、法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び事務又は事業の目的、内容、機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面及び状況に応じて総合的かつ客観的に判断することが必要である。

3 職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者(本人の意思表示が困難な場合は、その家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者を含む。)にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(合理的配慮の提供)

第6条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をしなければならない。

(合理的配慮の基本的な考え方)

第7条 前条の合理的配慮とは、事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

2 社会的障壁の除去に当たっては、次に掲げる事項に留意する必要がある。

(1) 事務又は事業の目的、内容、機能等に照らし必要とされる範囲で、本来の業務に付随するものに限られること。

(2) 障害者でない者との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること。

(3) 事務又は事業の目的、内容、機能等の本質的な変更には及ばないこと。

3 合理的配慮は、障害者の性別、年齢、状態、障害の特性並びに社会的障壁の除去が求められる具体的場面及び状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。したがって、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法の検討に当たっては、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟な対応が求められることに留意する必要がある。

- 4 第1項の意思の表明とは、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳者を介するものを含む。）により伝えられることをいい、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、その家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含むものとする。
- 5 職員は、意思表示が困難な障害者で、その家族、介助者等の本人を補佐する者がいない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、自主的な合理的配慮の提供に努めるものとする。
- 6 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等においては、その都度の合理的配慮の提供とは別に、必要な環境の整備に努めるものとする。
- 7 事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めるものとする。

（過重な負担の基本的な考え方）

第8条 過重な負担に相当するか否かについては、個別の事案ごとに次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的かつ客観的に判断するものとする。

- (1) 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度

2 職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者（本人の意思表示が困難な場合は、その家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者を含む。）にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

（不当な差別的取扱い及び合理的配慮に係る留意事項）

第9条 職員は、第3条から前条までの規定に関し、教育長が別に定める具体例に留意するものとする。

（監督者の責務）

第10条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（市立幼稚園にあつては幼稚園長とする。）及び市立学校の校長（以下「監督者」という。）は、第3条から前条までに掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その所属職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、その所属職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第11条 職員が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し、不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第12条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く。

- (1) 学校教育課長（教育委員会事務局、教育支援センター及び放課後児童クラブに関すること。）

- (2) 社会教育課長（図書館、地区公民館、市民体育館、前尾記念文庫、みやづ歴史の館、社会教育活用施設、旧三上家住宅及び歴史資料館に関すること。）
- (3) 市立幼稚園・学校の教頭又は特別支援教育コーディネーター（幼稚園及び小・中学校に関すること。）
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファクシミリ、電子メール等障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段について、適切に配慮しなければならない。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、市立学校においては学校教育課に、それ以外は各所管課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、相談窓口における相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

（研修及び啓発）

- 第13条 教育委員会は、市人事担当部署及び京都府教育委員会等関係機関と連携し、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 2 教育委員会は、新たに職員となった者が障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解し、新たに監督者となった職員が障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解するよう、必要な研修等を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月28日から施行する。

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成29年7月3日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成29年7月10日（月） 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
- 議第17号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
- 議第18号 非農地証明について

## 正 誤

平成29年5月1日付け宮津市公報第843号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
15	下から3行目	第12条	第15条